

## 福祉のまちづくり条例の郵送による完了検査手続きについて

日頃より、本市行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

福祉のまちづくり条例の完了検査を郵送にてご希望される方は、下記のようにご対応をお願いいたします。

### ●完了検査（写真検査）

※事前協議時に「現場検査」とお伝えしていた施設につきましても「写真検査」に変更いたします。

① 当課メールアドレスに、下記 pdf データをメール送信してください。

(1) 「完了届」

(2) 「撮影箇所に番号・撮影方向を付した配置図・平面図」

(3) 「(2)の番号を記載し、対象箇所の寸法等がわかるように撮影した写真」

※件名に「【物件名】福祉完了検査 郵送」と記載してください。

※データ量が大きく、メールの送受信ができない場合、②にて印刷した写真の郵送をお願いすることがございます。

② 当課担当者が、①の写真検査を行います。

※写真に不足等がある場合、何度かメールでのやりとりをさせていただくことがございます。

③ 写真検査の終了後、担当者より連絡をいたしますので、当課あてに下記書類等を郵送してください。

(1) 「完了届（正）（副）」

(2) 「撮影箇所に番号・撮影方向を付した配置図・平面図」

(3) 「(2)の番号を記載し、対象箇所の寸法等がわかるように撮影した写真」

(4) 「返送先を記入した返信用レターパック」

※郵送していただいた書類に不備等がある場合、再度郵送をお願いすることがございます。

④ 当課より返信用レターパックにて下記書類を返送し、手続き終了となります。

(1) 「完了届（副）」

(2) 「適合証（※適合証交付物件のみ）」

(3) 「施設の維持管理について（※適合証交付物件のみ）」

【宛先】

〒810-8620

福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市住宅都市局建築審査課

TEL : 092-711-4774

MAIL : fukushi.kenchiku@city.fukuoka.lg.jp